

介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会の設置について

1 設置の趣旨

労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成 25 年度目途に交付金依存体質を改めることに向け、財団法人介護労働安定センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである。」と職業安定分科会に報告することを決定したことに基づき、介護労働に係る者から構成する「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」を設置する。

2 23 年度のスケジュール及び議題案

第 2 回 平成 24 年 1 月下旬

- ・ ヒアリング調査の結果概要報告
- ・ 交付金依存体質を改めるための論点整理

第 3 回 平成 24 年 3 月中旬

- ・ アンケート調査の結果概要報告
- ・ 25 年度から交付金依存体質を改めるための方策
- ・ 中間報告のとりまとめ